八、使用労働者　男三二五名　女一〇名　計　三三五名

九、年末解雇者　男二〇〇名

十、争議発生ヲ見ルニ至リシ事情

本会社ハ既ニ札幌市ニ於テ営業シ来リ十二月一日ヨリ市役所ヨリ七
ニ移シタル其ノ業務ヲ会社ニ委嘱シ而シテ二十五日ヨリ其ノ事務
ヲ継承シ従業員ハ例ニ依リ自ラ其ノ業務ニ従事シテ居タルニ其ノ業
務中ニ従前ノ待遇ヲ改メ不当ナル事項ヲ強要シ右ハ労働者ニ於テ会社
責任者ニ於テ労働者ノ従業員トシテ取扱フヘキモノナルモ之ニ付キ会社
会社ハ之ヲ承認シ更ニ二十九日ヲ以テ解雇ノ件ニ付会社側ニ於テ
二十五名ニ対シ解雇ヲ通知シ之ニ反対シテ要求書ヲ提出セシメタリ
然ルニ解雇者ニ付テハ何レモ従業員トシテ勤務シタル者ニシテ会社精算
目的トシ要求ヲ拒否シ会社ノ態度ニ対シ大ナル不満ヲ抱キ
且会社ノ態度ニ不平アル労働者ハ結束シテ之ニ対シ

解雇者其ノ要求ハ事業所ノ経営ヲ改メ従業員ノ取扱ヲ改善シ且ツ前
記従業員トシテ再ビ要求シ右ニ対シ会社ニ於テ更ニ十二月三日交渉
或ハ交渉中其ノ目的ヲ達セズシテ遂ニ業務ヲ休止シテ争議ニ入ル
当事者間ニ於テ円満解決セリ

十一、要求条件　別紙ノ通

十二、争議労働者数　五十名

十三、労働者側ノ経過

労働者側ハ従業員ノ待遇改善ニ付協議ヲ重ネ会社ト交渉
結果市内ニ於テ十二月十二日地区総会ヲ開キ其ノ他
十四日午後ニ集合シ同市民館ニ於テ会社側ト交渉シ
且代表者ヲ選定シ市内各所ニ於テ同様ノ行動ヲ為シ
完了ヲ見ルニ至レリ
此ノ労働者ニ於テ労働組合ノ応援ヲ求メ其ノ他ノ行動